



情報(第 98 号)



令和 2 年 8 月 28 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

チョコバナナ：今年は拝見しませんでしたから写真でどうぞ

ハラスメント防止



1 防止措置の義務化

職場におけるハラスメント防止措置が大企業では、本年 6 月 1 日から施行され、中小企業では令和 4 年 4 月 1 日から義務化されます。

また、最近、新型コロナウイルス（以下「コロナ」といいます）ハラスメントが発生していると考えており、ハラスメントについて連続して解説します。

2 それはパワハラよ

最初に、当職の体験を一つ紹介します。前職は日本年金機構の研修部教授との肩書で、当然、教授は複数名います。時に、教授相互の講義ぶりを観察して評価することも行われていました。当職が観察したときに、A 教授の講義に適切さを欠く内容があったことから、適切でない講義があったと助言をしたところ、「そんなことは言っていない」と怒りだし、いきなり立ち上がったかと思いきや、「吉国さん!!」と机を大きくバンと叩いて、「それはパワハラですよ」と叫びました（相手は女性教授）。直後に、「いや、パワハラは上司の場合だからそうじゃあなかった」と我に帰ったのですが。

正確にいうと、同位置付けの従業員間であっても、先輩、後輩といった優越的関係があれば、パワハラは成立します。

3 パワハラの定義

職場におけるパワハラとは、優越的な関係を背景とした言動であること、業務上必要かつ相当な範囲を越えたものであること、労働者の就業環境が害されるものであること、のいずれをも満たすものです。

一般労働者（部下従業員）は、上司の指示命令に従う義務があり、指示命令が適正な範囲のものであれば、それを受けた者が不満であったとしてもパワハラには該当しません。受け止めた側がパワハラと思えば、パワハラとの認識をよく聞きますが、間違いです。

4 多いハラスメント

山口労働局が本年 7 月 15 日に公表した個別労働紛争解決制度等における相談件数の内訳は次表のとおり、ハラスメントがダントツの 1 位です。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1	いじめ・嫌がらせ (839 件)	いじめ・嫌がらせ (832 件)	いじめ・嫌がらせ (843 件)	いじめ・嫌がらせ (739 件)	いじめ・嫌がらせ (1,101 件)
2	解雇 (425 件)	自己都合退職 (502 件)	自己都合退職 (522 件)	自己都合退職 (450 件)	自己都合退職 (540 件)
3	自己都合退職 (412 件)	解雇 (452 件)	解雇 (342 件)	解雇 (344 件)	解雇 (340 件)

※解雇には、普通解雇、整理解雇、懲戒解雇を含みます。

5 差別的態度

前項の相談件数の内、すべてがハラスメントではないにしても、ハラスメントは増加傾向にあります。そして、新たな火種として、コロナに関わる差別的態度が目立つようになっていきます。

一例として、徳島市の内藤佐和子市長は今月 23 日、緊急会見を開き、新型コロナウイルスの感染者や家族、県外ナンバーの車への嫌がらせが起きているとして、冷静な対応を呼びかけています。不確かな情報やデマ、フェイクニュースに惑わされることなく、正確な情報に基づいて、冷静かつ賢明な行動をとってほしい。病院職員や家族らへの誹謗中傷などが医療崩壊を招きかねないと危機感を表明。

また、SNS などを通じて、県外ナンバーの利用者から、「車にキズをつけられた」「暴言をはかれた」などの声が届いている。「どうしてもしないといけない仕事や通院の移動もある。徳島に住んでいても県外ナンバーをつけている例は現実問題としてはある。県外ナンバーに敵意を持つのはやめていただきたい。差別や分断は容認できない」と訴えたとあります。もっともなことです。

6 就業規則での工夫

山口県では、感染の初期、夫が感染して夫婦は離婚、転居、夫が自殺したと、噂が飛び交いました。今でもそうした雰囲気はあるでしょう。感染予防をし、不幸に感染したならばその回復と復職を支援すべきです。

交付申請期限が迫っていますが、コロナ感染症対策に向けて、特別休暇制度の導入により、休暇促進のため研修、周知、啓発を実施し、労働時間等の設定の改善を推進した場合の助成金制度があります（働き方改革推進支援助成金：職場意識改善特例コース）。

現在、この導入コンサルを 4 件承っております。コロナに罹患したとき又はコロナの濃厚接触者となったときは、就業を禁止し、その一定期間を有給休暇とする提案となります。この制度導入を周知することにより、コロナに感染しても回復したら復職しようとの発信になるわけで、差別防止に寄与できると考えています。助成金の受給以上に効果が大きいでしょう。

7 日本の国力

米国では、連日、黒人暴行死事件が続き、人種差別を克服できない根深さを浮き彫りにしています。我国は、世界の中では差別の少ない安定した国柄で、そうしたことが国力であるし、国富を生み出す源泉の一つでしょう。前項の導入をする企業は、より地域に貢献することは間違いありません。

コロナごときで差別に走るような態度を慎み、発展と成長を目指しましょう。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>